

新旧対照表

令和5年8月25日

株式会社ハタフル

受講約款の改正部分はアンダーラインの箇所です。令和5年9月1日に施行いたします。

改正後	改正前
<p>第14条（中途解約の場合の返金額の計算方法）</p> <p>1 省略</p> <p>2 当社は、前条による解約がなされた場合、受講申込者及び受講生に対して、次の各号の区分に応じて算定された金額を返還します。なお、支払い済みの金額が上記費用を超える場合は各費用を差し引いた残金額を返還し、支払い済みの金額が各費用に満たない場合は、その差額を受講申込者及び受講生は当社に対して支払うものとします。</p> <p><u>(1) 受講開始前の契約解約の場合、事務手数料として、1万5000円（税込み）を受領した受講料等から差し引いた残額</u></p> <p><u>(2) 受講開始後の契約解約の場合、次に該当する金額の合計額を受領した受講料等から差し引いた残額（各金額はいずれも消費税を含む）。なお、受講済みの授業数は、受講申込をした講座を構成する一切の授業のうち、受講生が1分以上履修した授業数を合計して算出するものとします。</u></p> <p><u>ア 受講済みの受講料（提供された役務の対価に相当する額）</u></p> <p><u>イ 解約によって生じる損害金として、残受講料の20%（ただし、5万円を限度とする）</u></p> <p><u>ウ 事務手数料として、1万5000円（税込み）</u></p>	<p>第14条（中途解約の場合の返金額の計算方法）</p> <p>1 （同左）</p> <p>2 当社は、前条による解約がなされた場合、受講申込者及び受講生に対して、当社が受領済みの受講料等を返還いたしません。</p>

以上